

令和6年度かごしまクリエイター成長促進業務委託仕様書（案）

1 業務の目的

製品の高付加価値化等に必要なクリエイターの成長を促進するため、市内で活動する多様なクリエイターが集い、ビジネススキルの向上やビジネスマッチング、クリエイター同士の交流を深めるための複合型イベント「メイザンクリエイターズフェス（仮称）」を開催する。

2 業務概要

「メイザンクリエイターズフェス（仮称）」の開催

(1) 開催時期

令和6年10月～11月における連続した2日間を予定

(2) 開催場所

mark MEIZAN(鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設)、名山町周辺店舗

(3) 対象者

- ・鹿児島市内で活動中または鹿児島市での活動に関心のあるクリエイター
(業種：主に、デザイン業、映像・コンテンツ制作業、情報通信業など)
- ・デザインを経営に取り入れることに関心のある鹿児島市内企業の担当者
- ・鹿児島市内で活動するクリエイターの活用を検討している企業の担当者 など

(4) 定員

50名程度(会場参加)

※トークセッション、セミナーなど複数のプログラムを想定しているため、各プログラムごとの定員

(5) 参加方法

事前申込み

3 委託業務内容

(1) 著名クリエイターによるトークイベント

数多くの市内クリエイターが参加する誘因となりうるような国内外で知名度の高いクリエイターをゲストとして招へいし、参加者に対し、普段の活動の中だけでは得られない知見を与えうるトークイベントを行うとともに、著名ゲストの登壇による参加者の増加を図ることを通じて、参加者同士の交流機会を創出し、クリエイターのコミュニティ形成を促進する。

① 回数・所要時間

- ・1回・90分程度

② 登壇者

- ・国内外で活動し、広くクリエイティブ業界において知名度のあるクリエイター
- ・ファシリテーター など

③ その他

- ・オンラインでの視聴もできるようにすること
- ・具体的なトークテーマ、登壇者及び登壇人数等のイベント詳細については、受注者からの提案に基づき、発注者と受注者が協議の上、定める。

(2) 地元クリエイター等によるトークセッション

商品デザイン、ブランディング、Web、映像等複数の分野の地元クリエイター（複数者）によるトークセッションを行い、他のクリエイターの参考となる活動事例の紹介や分野を超えた新たな

連携の可能性を探る。

- ① 所要時間
 - ・ 60分～120分程度
 - ※(1)のトークイベントを含め、受注者の提案内容に基づき設定
- ② 登壇者
 - ・ 県内で活動する商品デザイン、Web、映像分野のクリエイター
 - ・ ファシリテーター など
- ③ その他
 - ・ オンラインでの視聴もできるようにすること
 - ・ 具体的な内容、登壇者及び登壇人数等のイベント詳細については、受注者からの提案に基づき、発注者と受注者が協議の上、定める。

(3) 参加者交流会

イベントの参加者同士が交流できる機会を提供し、新たなコラボレーションを生む土壌づくりにつなげるとともに、クリエイターのコミュニティ形成を促進する。

- ① 所要時間
 - ・ 90分程度
- ② 内容
 - ・ 参加者同士が自由に活動紹介や名刺交換等の交流をできる場を提供する。
 - ・ 軽食等の提供も可能とする。
- ③ その他
 - ・ プログラム等詳細については、受注者からの提案に基づき、発注者と受注者が協議の上、定める。

(4) 市内クリエイター向けビジネススキル向上セミナー

クリエイティブ産業振興の観点から、クリエイターに必要なビジネススキルの向上を図り、経営規模の拡大など事業者としての成長促進に寄与するセミナーを開催する。

- ① 所要時間等
 - ・ 構成：3テーマ程度
 - ※クリエイター向けのクライアントへの営業スキルの向上や、プロジェクト予算のマネジメント手法の要素を含む内容とすること。
 - ・ 各テーマ60分～90分程度を想定
 - ※受注者の提案内容に基づき設定
- ② 講師
 - ・ 受注者の提案をもとに、発注者と受注者で協議の上定める。
- ③ その他
 - ・ テーマ等詳細については、受注者からの提案に基づき、発注者と受注者が協議の上定める。

(5) デザイン経営セミナー

市内企業を対象に、経営において一貫したデザイン、ブランディングを行うことにより、企業・商品の付加価値を向上させる手法等に関するセミナーを開催する。

- ① 回数・所要時間
 - ・ 1回・60分～90分程度

- ② 講師
 - ・受注者の提案をもとに、発注者と受注者で協議の上定める。
- ③ その他
 - ・テーマ等詳細については、受注者からの提案に基づき、発注者と受注者が協議の上、定める。

(6) 市内クリエイターの作品等展示会

市内クリエイターの作品・活動を紹介する場を設け、クリエイターの周知につなげるとともに、イベントに参加した市内企業（担当者）とクリエイターとのマッチング機会を提供する。

- ① 開催時期
 - ・イベント2日間を通して開催すること。但し、受注者の提案により2日間以上の展示を行うことは妨げない。
- ② 会場
 - ・マークメイザンのほか、名山町周辺店舗等への展示を想定
- ③ 展示品
 - ・主に市内クリエイターの作品とするが、詳細は発注者と受注者で協議の上定める。
 - ・展示作品の募集や選考、展示作業など展示会の実施に係る一切の業務は受注者により行うこととする。
- ④ その他
 - ・周辺店舗への展示協力等に係る依頼及び調整等は受注者により行うこととする。
 - ・展示会場や展示方法等詳細については、受注者からの提案に基づき、発注者と受注者が協議の上、定める。

4 その他の業務

(1) イベントの周知・広報

- ① ウェブサイトの運用
 - ・以下の機能を果たす公式ホームページの作成・管理・運用を行う。
 - (ア) メイザンクリエイターズフェス（仮称）に関する情報発信
 - (イ) メイザンクリエイターズフェス（仮称）の参加申込受付
 - (ウ) 市内クリエイター活用支援促進補助金の広報機能
 - (エ) イベント実施後の実施レポート
 - (オ) その他、事業に関する問い合わせの受付
- ② チラシの作成
 - ・A4両面・1枚/フルカラーのチラシを1,000部程度制作すること。なお、配布先は受注者からの提案に基づき、発注者と受注者が協議の上、定める。
- ③ その他
 - ・公式ホームページは専用のドメインを取得して作成することとし、また公式HPの著作権は鹿児島市が所有するものとする。
 - ・イベント終了後も、契約期間中は公式ホームページを公開すること
 - ・SNSの活用等により効果的な周知を図ること

(2) アンケート調査

当該イベントの開催にあたっては、全参加者に対し、アンケート調査（企画・実施・集計）を実施し、結果について速やかに報告すること。

(3) クリエイティブ関係者とのネットワーク構築

本業務の実施にあたっては、効果的な情報発信ができるよう、鹿児島市・県のクリエイティブ関連団体等のほか、域内のクリエイター（クリエイティブ系企業を含む）等ともネットワークを構築しながら取り組むこと。

また、必要に応じて以下に掲げる本市の関連施策と連携し、相乗効果が得られるように取り組むこと。

事業の名称	主な内容
クリエイティブ産業創出拠点施設企画運営事業	クリエイティブ人材等の育成等を行う拠点施設「mark MEIZAN」の企画運営
クリエイティブ人材誘致事業	首都圏等に集中しているクリエイティブ人材の誘致

5 経費

イベント関係者との打ち合わせに要する旅費、備品什器の調達（レンタルを含む）費用、機材費等運搬及び運営費、登壇者・ファシリテーターなどイベント出演者への謝金や旅費、広報に要する経費、交流会の開催に係る経費、作品等展示会の実施に係る経費（会場費が必要な場合を含む）、その他の開催に必要な経費については委託料に含むこととする。

6 成果品

(1) 成果品は次のとおり

- ① かごしまクリエイター成長促進業務 実績報告書 1部
- ② 本業務実施状況写真等のデータ 1式
- ③ その他、本業務のために必要なものとして作成した資料 1式
- ④ ①から③までの電子データ

(2) 成果品の提出

受注者は、業務が完了したときは速やかに所定の成果品を発注者へ提出し、検査を受けなければならない。また、受注者は、中間段階における成果品を求められたときは、速やかに発注者へ提出しなければならない。

(3) 成果品の訂正

受注者は、提出した成果品の誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても発注者と協議のうえ、受注者の負担において速やかに訂正し、発注者へ再提出しなければならない。

(4) 成果品の帰属

本委託契約の実施に伴い取得した物品、特許権及び著作権等は、原則として発注者に帰属するものとする。

7 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

8 業務遂行に関する協議等

(1) 業務計画書等の提出

受注者は、契約締結後10日以内に速やかに業務計画書を発注者へ提出し、承諾を得ること。

(2) 業務担当者の選定

業務の遂行にあたっては、業務に精通した専門家等、適切かつ十分な人材を配置すること。

(3) 秘密の保持

受注者（受注者が雇用した者も含む）は、委託業務の遂行上知り得た一切の事項について、業務中はもとより業務完了後もこれを第三者に漏えいしてはならない。

(4) 業務の報告

業務の遂行については、随時経過報告を発注者へ行い、発注者との密接な連携に努め、その指示に従うこと。

(5) その他

仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と十分に協議の上、決定すること。

9 資料等の貸与及び返還

(1) 資料等の貸与

受注者は、業務の遂行に必要な資料等の貸与を発注者へ申し出ることができる。

(2) 資料等の返還

受注者は、貸与された資料等について業務の完了後、速やかに発注者へ返還しなければならない。